

P F I 法改正に伴う内閣府令の概要

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律附則第四条第一項に規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める基準等を定める命令（総務省及び財務省と共管） <繰上償還関係>

（１）対象貸付金を算定する基準

過去に地方公共団体に貸し付けられた地方債のうち、水道事業等の建設、改修等に充てられた金額が明らかでないときの算定基準について規定。

（２）経営改善計画の記載事項

PFI 法施行令の定めを受け、経営改善計画に定めるべき事項として、同法施行令の規定に加えて、

- ・コンセッション事業の運営の見通し
 - ・コンセッション事業に係る組織体制に関する事項
 - ・コンセッション事業に関する計画の検証に関する事項
- 等を規定。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令 <利用料金関係>

改正法第 23 条第 3 項の規定に伴い、改正 P F I 施行規則案において、実施方針条例に、全ての P F I 事業において必要とされる利用料金に関する事項に加えて、利用料金の範囲のほか、

- ・利用料金の算定の方法
- ・利用料金の周知の方法

について規定。